

# 岩内町いのちを支える 自殺対策計画

岩 内 町  
平成 31 年 3 月

◇ 目 次 ◇

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 第1章 計画の背景・目的等           | 1  |
| 1 計画策定の背景・目的            | 1  |
| 2 計画の位置づけ               | 1  |
| 3 計画期間                  | 1  |
| 4 基本認識                  | 1  |
| 第2章 岩内町における自殺の現状        | 2  |
| 1 自殺死亡率の推移              | 2  |
| 2 年代別自殺者数・自殺死亡率         | 3  |
| 3 死因順位                  | 3  |
| 4 職業別状況                 | 4  |
| 5 原因・動機別状況              | 4  |
| 6 自殺の状況からみえる課題          | 5  |
| 第3章 自殺対策推進のための施策        | 6  |
| 1 自殺対策の基本方針と基本施策        | 6  |
| (1) 自殺対策の基本方針           |    |
| (2) 自殺対策の基本施策           |    |
| ① 地域住民一人ひとりの気づきと見守りの促進  |    |
| ② 早期対応の中心的役割を果たす人材の養成   |    |
| ③ こころの健康づくりの推進          |    |
| ④ 適切な精神保健医療への受診の促進      |    |
| ⑤ 社会的な取り組みによる自殺の防止      |    |
| ⑥ 各関係機関や民間団体との連携強化      |    |
| ⑦ 子ども・若者に対する自殺対策の推進     |    |
| (3) 自殺対策の重点施策           |    |
| ① 高齢者の自殺対策の推進           |    |
| ② 生活困窮者、無職者・失業者の自殺対策の推進 |    |
| 2 ライフステージに応じた取り組み       | 15 |
| 第4章 数値目標                | 16 |
| 1 数値目標                  | 16 |
| 2 評価指標                  | 17 |
| 第5章 推進体制等               | 18 |
| 第6章 推進状況の評価・管理          | 18 |

## 第1章 計画の背景・目的等

---

### 1 計画策定の背景・目的

全国の年間自殺者数は、1998年（平成10年）以降、2011年（平成23年）まで14年連続して3万人を超える状態が続いていました。その後、減少に転じ、2017年（平成29年）では2万人余りとなっておりますが、依然として、多くの尊い命が自ら絶たれている事実が変わりはなく、非常事態はまだ続いていることから、決して楽観視できる状況にはありません。

こういった状況の中、国では、2006年（平成18年）に「自殺対策基本法」を制定、翌年には「自殺総合対策大綱」を策定し、国を挙げて自殺対策を推進してきました。その後、2016年（平成28年）4月に自殺対策基本法を改正、法第13条において、市町村の責務として「自殺対策計画」を定めることが示されました。

また、2017年（平成29年）7月に自殺総合対策大綱が改正され、自殺総合対策の基本理念として「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことを掲げ、自殺対策を総合的に推進することとされました。

こうした流れを踏まえ、今後の自殺対策の方向性を示す、「岩内町いのちを支える自殺対策計画」を策定し、すべての町民がかけがえのない個人として尊重され、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、町を挙げて自殺対策に取り組んでいくものです。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づき、本町の状況に応じた自殺対策を進めるための方向性や目標を定めるもので、岩内町健康増進計画、岩内町障害福祉計画、岩内町高齢者保健福祉計画との整合性を図りつつ、策定しようとするものです。

### 3 計画期間

計画期間は、2019年度（平成31年度）から2023年度（平成35年度）までの5年間とします。

### 4 基本認識

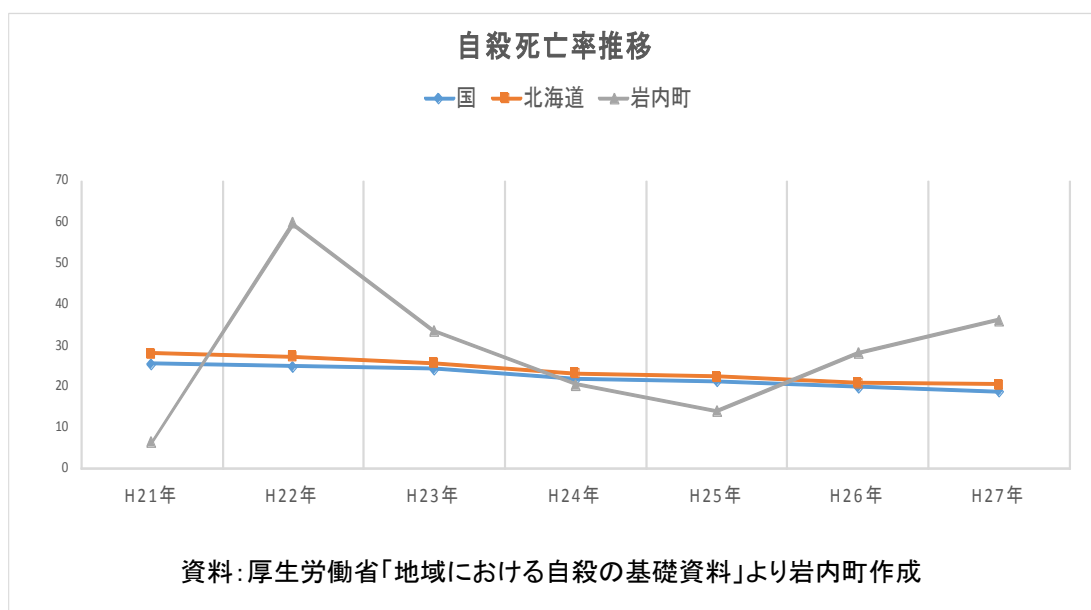
国の定める自殺総合対策大綱を踏まえ、包括的な支援体制及び関連施策の連動、地域レベルでの実践的な取り組みを強化して、効果的に自殺対策を推進するため、「誰も自殺に追い込まれることのない町」の実現を目指します。

## 第2章 岩内町における自殺の現状

### 1 自殺死亡率の推移

岩内町の自殺死亡率は、自殺者数が年によって2人～9人の間で増減があるため、国や北海道のように減少傾向とは言えない状況にあります。

図1 全国、北海道、岩内町の自殺死亡率推移 自殺死亡率：人口10万対



※自殺死亡率：自殺者数を当該地方公共団体の人口で除し、これを10万人当たりの数値に換算したもの。

## 2 年代別自殺者数・自殺死亡率

岩内町の自殺者数は、2009年（平成21年）から2015年（平成27年）までの7年間で総数29人となっています。

男女別では、総数29人のうち男性が21人と女性の2倍以上となっており、年齢別では、50～59歳が8人と1番多く、60～69歳が6人、30～39歳が5人などであり、29歳までの若年層では、自殺者は把握されていない状況にあります。

表1 近年の自殺者数・自殺死亡率

自殺死亡率：人口10万対

|        | 【総数】        |       | 【男性】        |       | 【女性】        |       |
|--------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|-------|
|        | 平成21年～平成27年 |       | 平成21年～平成27年 |       | 平成21年～平成27年 |       |
|        | 自殺者数        | 自殺死亡率 | 自殺者数        | 自殺死亡率 | 自殺者数        | 自殺死亡率 |
| 総数     | 29人         | 28.37 | 21人         | 43.94 | 8人          | 14.70 |
| ～19歳   | 0人          | 0.00  | 0           | 0.00  | 0人          | 0.00  |
| 20～29歳 | 0人          | 0.00  | 0           | 0.00  | 0人          | 0.00  |
| 30～39歳 | 5人          | 45.93 | 4           | 72.77 | 1人          | 18.55 |
| 40～49歳 | 4人          | 30.80 | 3           | 46.18 | 1人          | 15.41 |
| 50～59歳 | 8人          | 57.58 | 6           | 87.40 | 2人          | 28.45 |
| 60～69歳 | 6人          | 36.35 | 5           | 68.01 | 1人          | 10.92 |
| 70～79歳 | 3人          | 20.26 | 2           | 31.86 | 1人          | 11.72 |
| 80歳～   | 3人          | 33.99 | 1           | 35.69 | 2人          | 33.21 |

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より岩内町作成

## 3 死因順位

2015年（平成27年）の岩内町の死因順位（北海道保健統計年報）を見てみると、

- 1位 悪性新生物 75人
- 2位 心疾患 43人
- 3位 脳血管疾患 20人
- 4位 老衰 19人
- 5位 肺炎 13人
- 6位 自殺 6人**

計 176人（総死亡数230人）

となっており、「自殺」は総死亡数の2.6%を占めています。

#### 4 職業別状況

職業別では、「被雇用・勤め人」が8人となっており、無職17人中、「年金・雇用被保険者等生活者」が4人、「その他の無職者」が10人となっています。

表2 職業別自殺者数

| 職 業         | 平成21年～平成27年 |
|-------------|-------------|
| 自営業・家族従事者   | 1人          |
| 被雇用・勤め人     | 8人          |
| 無 職         | 17人         |
| 学生・生徒等      | 0人          |
| 主婦          | 1人          |
| 失業者         | 2人          |
| 年金・雇用保険等生活者 | 4人          |
| その他の無職者     | 10人         |
| 不 詳         | 3人 (含非公表)   |
| 合 計         | 29人         |

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より岩内町作成

※「その他の無職者」には、利子・配当・家賃等生活者、浮浪者、その他が含まれます。

#### 5 原因・動機別状況

原因・動機別では、健康問題が7人、経済・生活問題が4人で、原因不詳は13人となっています。

表3 原因・動機別自殺者数

| 原因・動機   | 平成21年～平成27年 |
|---------|-------------|
| 家庭問題    | 2人          |
| 健康問題    | 7人          |
| 経済・生活問題 | 4人          |
| 勤務問題    | 0人          |
| 男女問題    | 0人          |
| 学校問題    | 0人          |
| その他     | 1人          |
| 不 詳     | 13人         |
| 合 計     | 27人         |

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より岩内町作成

※非公表の数字があること、遺書等の自殺を裏付ける資料により、明らかに推定できる原因・動機を3つまで計上可能であるため、合計は7年間の自殺者総数と一致しません。

## 6 自殺の状況からみえる課題

岩内町の自殺死亡率を国、北海道と比べてみると、2014年（平成26年）は、人口10万対で、国19.80、北海道20.87、岩内町28.28、2015年（平成27年）は、国18.74、北海道20.44、岩内町36.31（図1参照）と高くなっています。

岩内町の自殺の状況を見てみると、次の課題があります。

- ① 年代では、30歳以上の幅広い年代層でおきており、特に50歳～69歳の自殺死亡率が高い。
- ② 性別では、男性の割合が高い。
- ③ 職業では、無職者（失業者を含む）が多い。
- ④ 原因・動機では、健康問題、経済・生活問題が多い。

自殺はすべての人におこりうる問題であるため、すべての年代に応じた施策展開が必要ですが、その中でも岩内町は、上記の課題から、国の「地域自殺実態プロファイル」において、岩内町に推奨されている重点パッケージを参考に、「高齢者」「生活困窮者、無職者・失業者」を重点対策とします。

## 第3章 自殺対策推進のための施策

### 1 自殺対策の基本方針と基本施策

#### (1) 自殺対策の基本方針

自殺の背景には、病気の悩み等の健康問題、多重債務等の経済問題、介護等の問題、ひきこもりの問題など多様な要因があります。そのため、自殺対策としては、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、自殺のリスク要因を減らし、自殺に対する保護要因を増やすよう総合的に実施することが必要です。

これまで、各関係機関や関係部署で貧困対策や地域の支え合い、ネットワークの強化等に取り組んでおり、それらの取り組みが自殺対策につながっていたと考えられます。そのため、今回の計画策定にあたっては、これまでの取り組みを「具体的な取り組み」としてまとめました。引き続き、これらの取り組みが、自殺対策であることも意識しながら継続するとともに、各関係機関や民間団体、関係部署との連携を強化し、いのちを支える支援に向け取り組んでいくこととします。

#### (2) 自殺対策の基本施策

##### ①地域住民一人ひとりの気づきと見守りの促進

地域住民一人ひとりが自殺を考えている身近な人の存在に気づき、適切な対処や見守りを行うなど、自殺対策における町民一人ひとりの役割等についての理解を促進し、各種相談窓口の連携強化を図ります。

| 取組               | 担当                        | 事業の概要   |
|------------------|---------------------------|---|
| こころの健康に関する普及啓発活動 | 保健福祉課<br>健康推進担当           | 自殺予防週間（9月）において、こころの健康問題についてのパンフレットを配布します。           |
| ボランティア等による地域活動   | 保健福祉課<br>健康推進担当<br>社会福祉担当 | 民生委員、認知症を支える家族の会等における地域での声かけ等を実施します。                |
| こころの病気に関する授業の実施  | 教育委員会<br>学校教育担当           | 児童生徒が、自分の命や他人の命の尊さを理解することができるよう、命の大切さにかかわる授業を実施します。 |



## ②早期対応の中心的役割を果たす人材の養成

自殺の危険性が高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺のサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門の相談機関につなぐことのできる人材を養成します。

| 取組              | 担当              | 事業の概要   |
|-----------------|-----------------|---|
| ゲートキーパーの養成講座の開催 | 保健福祉課<br>健康推進担当 | 地域住民一人ひとりが身近なゲートキーパーとして適切に行動できるよう、必要な基礎的知識を普及するため、ゲートキーパー講座を開催します。<br>※ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。 |
| こころの病気に関する授業の実施 | 教育委員会<br>学校教育担当 | 児童生徒が、自分の命や他人の命の尊さを理解し、自分自身が精神的不調を感じたときに早期に相談できるようになることを目的に授業を実施するなかで、教員の対応力の向上もはかります。  |

## ③こころの健康づくりの推進

うつ病やアルコール依存症などのこころの病気やストレスは、自殺に直結する大きな要因となる場合があります。自殺の要因となる様々なストレスや悩みを躊躇なく相談できるよう、職場、地域、学校における相談体制の整備を進めます。

| 取組                  | 担当              | 事業の概要   |
|---------------------|-----------------|---|
| こころの健康に関する各種相談窓口の周知 | 保健福祉課<br>健康推進担当 | 様々な悩みを気軽に相談できるように、相談窓口の周知に努めます。                           |
| 地域における健康教育          | 保健福祉課<br>健康推進担当 | 地域住民に対して、ストレスへの対処方法や睡眠の重要性、脳の学習など、健康教育を実施します。             |
| 地域における普及啓発の実施       | 保健福祉課<br>健康推進担当 | 地域住民に対して行う健康教育において、ストレスへの対処法やこころの病気に関するパンフレットなどを配布します。    |
| 町職員のメンタルヘルス対策       | 総務財政課<br>総務担当   | 労働安全衛生法に基づき、ストレスチェックを実施し、町民からの相談を受ける町職員のメンタル面の不調を未然に防ぎます。 |

| 取組                | 担当              | 事業の概要   |
|-------------------|-----------------|---|
| スクールカウンセラーによる相談支援 | 教育委員会<br>学校教育担当 | 学校へスクールカウンセラーを配置して、専門的な相談支援を実施し、子どもの保護者の抱えている課題の早期発見を図るとともに、教職員への指導や助言を実施します。 |

#### ④適切な精神保健医療への受診の促進

自殺者は、自殺行為に至る前にうつ状態であることが多く、また、うつ状態になった時に、精神科を受診する人よりもかかりつけの内科等を受診する人が多いと言われています。

本人や家族が、精神科等の専門医療への受診・相談をしやすいするために、うつ病等のこころの健康問題について、正しい知識を普及し、精神科等への受診や相談をしやすいように努めます。

| 取組               | 担当              | 事業の概要  |
|------------------|-----------------|--|
| 産後うつに対する相談・支援の充実 | 保健福祉課<br>健康推進担当 | 産後に気分の落ち込みのある人を早期に把握し、受診勧奨を行います。                 |
| 精神科等への早期受診勧奨     | 保健福祉課<br>健康推進担当 | うつ病についての正しい知識を普及し、精神の不調を訴える人を精神科等へ、早期に受診勧奨を行います。 |

#### ⑤社会的な取り組みによる自殺の防止

自殺の背景には、身体やこころの病気の健康問題、多重債務等の経済問題、介護の問題、ひきこもりの問題など様々な要因があります。問題や悩みを抱えた人が、適切な相談機関で十分な社会的支援を受けられるよう、相談窓口の一層の周知を図ります。

| 取組         | 担当                                      | 事業の概要  |
|------------|---|--|
| 様々な相談窓口の周知 | 保健福祉課<br>健康推進担当<br>子育て支援担当<br>子育て支援センター | 子育てに関する不安や悩み、健康上の課題（産後うつ等）のある本人・家族などの相談に、保健師、保育士などが応じます。 |
|            | 保健福祉課<br>社会福祉担当                         | 差別やいじめに関する問題の相談に、人権擁護委員が応じます。                            |
|            | 保健福祉課<br>社会福祉担当                         | 町民に身近な相談者として、生活の相談等に、民生委員・児童委員が応じます。                     |

| 取組         | 担当              | 事業の概要                                      |
|------------|-----------------|--|
| 様々な相談窓口の周知 | 総務財政課<br>総務担当   | 行政の困り事や相談に、行政相談委員が応じます。                    |
|            | 住民課<br>住民生活担当   | インターネット販売などの生活に関する相談に消費生活相談員が応じます。         |
|            | 地域包括支援センター      | 日常生活に不安のある高齢者や家庭で高齢者を介護している家族の人などの相談に応じます。 |
|            | 教育委員会<br>学校教育担当 | いじめや不登校、学習の遅れなどの相談に応じます。                   |

#### ⑥各関係機関や民間団体との連携強化

自殺に至る原因は様々であり、社会全体で自殺対策を進めていく必要があります。町民と行政、関係機関や民間団体が顔の見える関係を築きながらネットワークをつくり、連携を強化していきます。

| 取組                 | 担当              | 事業の概要  |
|--------------------|-----------------|--|
| 関係機関や民間団体の活動の把握と連携 | 保健福祉課<br>健康推進担当 | 町内における関係機関や民間団体の活動等の把握に努めるとともに、効果的な連携や協力の在り方について検討します。 |
|                    | 保健福祉課<br>健康推進担当 | 関係機関や民間団体が行う各種の相談事業を町民へ周知します。                          |
|                    | 保健福祉課<br>健康推進担当 | 北海道が主催する岩内地域自殺対策連絡会議へ参加し、関係機関との連携を強化します。               |

#### ⑦子ども・若者に対する自殺対策の推進

子どもや若者の自殺の背景には、いじめや成績、家庭や経済問題等、様々な問題を抱えることが多く、そうした問題への対処方法や支援先に関する正確な情報を身につけてもらうことが必要です

| 取組                   | 担当                                 | 事業の概要   |
|----------------------|------------------------------------|---|
| 就学に関する相談の実施          | 教育委員会<br>学校教育担当                    | 教育相談等、児童の発達の状況に併せた就学に関する相談を行います。                          |
| SOSの出し方に関する教育の推進     | 教育委員会<br>学校教育担当                    | 児童生徒に対して、様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育（SOSの出し方に関する教育）を進めます。 |
| 子ども・若者に対する多施策と連携した支援 | 保健福祉課<br>社会福祉担当<br>教育委員会<br>学校教育担当 | 子どもへの教育支援や保護者への生活支援などの経済的支援を、多施策と連携して進めます。                |

### (3) 自殺対策の重点施策

#### ①高齢者の自殺対策の推進

高齢者に対しては、孤立化を防ぐために地域での声かけや仲間づくり、居場所づくりの取り組みを進めていきます。

| 取組                         | 担当                 | 事業の概要  |
|----------------------------|--------------------|--|
| 各種相談窓口の周知                  | 保健福祉課<br>健康推進担当    | 様々な悩みを気軽に相談できるように、相談窓口の周知に努めます。                      |
| 高齢者の居住安定                   | 建設住宅課<br>公営住宅担当    | 老朽化した公営住宅に居住する高齢者が多いため、適切な住まいへの住み替えを進めます             |
| 老人クラブへの支援                  | 保健福祉課<br>介護保険担当    | 老人クラブ連合会の活動を支援します。                                   |
| 町民大学講座の開催                  | 教育委員会<br>社会教育担当    | 高齢者を含む町民を対象とした知識と教養を高める講座を開催します。                     |
| 寿趣味の学級の開催                  | 教育委員会<br>社会教育担当    | 生きがいのある生活を送るため、詩吟、カラオケ等の教室を開催します。                    |
| 高齢者の町内会等への参加               | 住民課                | 町内会等の地域コミュニティ活動を支援します。                               |
| 各種教室・講座の開催                 | 保健福祉課<br>健康推進担当    | 高齢者のこころの健康などをテーマに各種教室や講座を開催します。                      |
| 介護予防教室の開催                  | 地域包括支援センター         | 「はっらっ元気塾」等、介護予防や仲間づくりの教室を開催します。                      |
| 認知症を理解するための知識の普及・啓発        | 保健福祉課<br>居宅介護支援事業所 | 認知症への理解を深めるため、地域住民に広く広報します。                          |
| 認知症サポーター養成講座の開催            | 保健福祉課<br>居宅介護支援事業所 | 認知症サポーターの養成を進めるとともに、町内会や職域など様々な場面で活躍できるような取り組みを進めます。 |
| 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 | 保健福祉課<br>介護保険担当    | 生活支援の担い手の育成・発掘やネットワーク化を行い、生活支援・介護予防サービスの充実を図ります。     |

| 取 組            | 担 当                           | 事業の概要  |
|----------------|-------------------------------|--|
| 在宅生活支援事業       | 保健福祉課<br>介護保険担当               | 介護保険サービスの対象ではない高齢者で、支援を必要とする人に対し、ヘルパー派遣やデイサービスセンターへの通所、ショートステイなどのサービスを提供します。 |
| 訪問給食サービス事業     | 保健福祉課<br>介護保険担当               | 高齢者等で、食事を賄うことが困難な人に給食を提供することにより、孤立感の解消を図ります。                                 |
| 老人福祉センターの利用    | 保健福祉課<br>介護保険担当               | 老人福祉センターにおいて、高齢者の趣味、娯楽活動や老人クラブ活動、入浴等を行います。                                   |
| 老人福祉センター移送サービス | 保健福祉課<br>介護保険担当               | 徒歩による来館が困難な高齢者等に対し、タクシー往復乗車サービスを行います。  |
| 車いす移送サービス事業    | 保健福祉課<br>介護保険担当               | 在宅の寝たきりの人や車いす利用者に対し、通院や外出等の支援を行い、本人、介護者の負担を軽減します。                            |
| 在宅老人除排雪サービス事業  | 保健福祉課<br>介護保険担当               | 除排雪が困難な高齢者のみ世帯等に対して除排雪の支援をします。   |
| 老人交通安全杖支給事業    | 保健福祉課<br>介護保険担当               | 高齢者の外出時に、交通事故の危険から身を守る一助となるため、希望者に杖を支給します。                                   |
| 緊急通報システム事業     | 保健福祉課<br>介護保険担当               | 一人暮らしの高齢者等の緊急時連絡体制の確保のため、電話回線を使用した専用通報器の無償付与を行います。                           |
| 権利擁護事業         | 保健福祉課<br>介護保険担当<br>地域包括支援センター | 高齢者の虐待等、権利擁護に関する相談に応じます。   |

## ②生活困窮者、無職者・失業者の自殺対策の推進

生活困窮者、無職者・失業者に対しては、相談事業などの多施策と連携した取り組みを進めていきます。

※生活困窮者（改正生活困窮者自立支援法）：就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

| 取組            | 担当                                 | 事業の概要  |
|---------------|------------------------------------|--|
| 公営住宅の管理       | 建設住宅課<br>公営住宅担当                    | 入居者等の収入の減少や生活困窮に気づき、相談に応じます。                       |
| 上下水道の管理       | 上下水道課                              | 上下水道使用者等の収入の減少や生活困窮に気づき、相談に応じます。                   |
| 税の相談          | 税務課<br>保健福祉課<br>医療保険担当<br>介護保険担当   | 税金を滞納している人の収入の減少や生活困窮に気づき、相談に応じます。                 |
| 生活保護相談        | 保健福祉課<br>社会福祉担当                    | 生活が困窮している人、生活保護の受給を考えている人の相談に応じます。                 |
| 年金相談          | 住民課<br>戸籍年金担当                      | 国民年金保険料の減免等の相談に応じます。                               |
| 就学援助制度        | 教育委員会<br>学校教育担当                    | 経済的な困り事のある家庭を対象に、学用品や給食費等の学校で必要な経費を援助します           |
| 福祉灯油購入券の交付    | 保健福祉課<br>社会福祉担当                    | 高齢者世帯等で町民税非課税、生活に困窮している等の要件に該当する世帯に、灯油購入券を交付します。   |
| 失業の相談         | 企画産業課<br>商工労働担当                    | ハローワーク等の相談機関の紹介をします。                               |
| 季節労働者援護相談     | 企画産業課<br>商工労働担当                    | 季節労働者の賃金や保障等に関する相談に季節労働者援護相談指導員が応じます。              |
| 長時間労働の是正      | 企画産業課<br>商工労働担当                    | 労働基準監督署等の相談機関の紹介をします。                              |
| 職場のメンタルヘルス対策  | 保健福祉課<br>健康推進担当<br>企画産業課<br>商工労働担当 | 事業所等と協力し、ゲートキーパー養成講座やメンタルヘルスに関する講座等を開催し、離職防止に努めます。 |
| 職場のハラスメント防止対策 | 保健福祉課<br>健康推進担当<br>企画産業課<br>商工労働担当 | 事業所等と協力し、ゲートキーパー養成講座やハラスメントに関する講座等を開催し、離職防止に努めます。  |

## 北海道、その他の民間機関等との連携について

自殺対策を進めるにあたり、北海道や民間団体との連携は必要不可欠です。岩内町単独では実施困難な事業もあり、北海道や民間団体等が実施している事業（次ページ参照）を活用したり、連携することで、より活発に取り組んでいきます。

●北海道、民間機関等の事業

| 関係機関                         | 事業内容  |
|------------------------------|---|
| 北海道立精神保健福祉センター               | 自殺未遂、自死遺族の相談、薬物依存やひきこもりなどの相談に応じます。                            |
| 北海道中央児童相談所                   | 子どもの心や体の問題、家庭や学校での問題についての相談に応じます。                             |
| 北海道いのちの電話                    | 生き甲斐がない、先行きの不安、孤独などの相談に応じます。                                  |
| 北海道働き方改革推進支援・賃金相談センター        | 中小企業・小規模事業者に対して、専門家が労務管理・賃金制度などの相談に応じます。                      |
| ハローワーク岩内                     | 就職先の紹介や相談に応じます。   |
| 岩内保健所                        | こころの健康や、女性固有の心身の悩みの相談に応じます。                                   |
| 北海道子ども相談支援センター<br>(北海道教育委員会) | いじめや不登校、体罰などの学校教育に関する悩み、子育て・しつけなど家庭教育に関する悩みなどの相談に応じます。        |
| しりべし弁護士相談センター                | 金銭や家庭内のトラブルに関する相談に弁護士が応じます。                                   |
| くらし・しごと相談処<br>しりべし           | 失業や借金など生活上の困りごとを抱えている方の相談に応じます。                               |
| 小樽年金事務所                      | 各種年金相談に応じます。  |
| 岩宇地区相談支援センター                 | 様々な障がいに関わる悩みの相談に応じます。   |
| 岩内町社会福祉協議会                   | 主に高齢者や障がい者の相談に応じます。<br>一時的に生活困窮状態の方に対して、自立更生のための資金の貸し付けを行います。 |
| 岩内町ボランティアセンター                | 高齢者や障がいがある方を対象に、除雪や買物代行等を行います。                                |
| 岩内地域人材開発センター                 | パソコン等の資格取得ができます。  |
| ぶどうの会                        | 子どもの成長発達に心配・困り感のあるママのための子育て座談会を開催します。                         |
| ゆずりはの会                       | 認知症の方を介護している方の話せる場である集いを開催します。                                |
| もえぎの会                        | 精神障がい者の方の交流会を開催します。   |



## 2 ライフステージに応じた取り組み

| ライフステージ | 対象      | 地域住民一人ひとりの気づきと見守りの促進 | 早期対応の中心的役割を果たす人材の育成 | こころの健康づくりの推進            | 適切な精神保健医療への受診の促進                 | 社会的な取組による自殺の防止   | 各関係機関や民間団体との連携強化         | 子ども・若者に対する自殺対策の推進                            | 高齢者、生活困窮者等対策                 |
|---------|---------|----------------------|---------------------|-------------------------|----------------------------------|------------------|--------------------------|--|------------------------------|
| 乳幼児期    | 子育て世代   | こころの健康に関する普及・啓発<br>↓ | ・ゲートキーパーの養成<br>↓    | ・各種相談窓口の周知<br>↓         | ・正しい知識の普及<br>・産後うつに対する相談・支援<br>↓ | ・様々な専門機関の周知<br>↓ | ・関係機関、民間団体の活動の把握と連携<br>↓ |  | ・生活困窮者等に対する多施策と連携した取り組み<br>↓ |
| 青少年期    | 小学生・中学生 | ↓                    | ↓                   | ・スクールカウンセラーによる相談支援<br>↓ | ↓                                | ↓                | ↓                        | ・SOSの出し方に関する教育<br>・子ども・若者に対する多施策と連携した支援<br>↓ | ↓                            |
|         | 高校生・大学生 | ↓                    | ↓                   | ↓                       | ↓                                | ↓                | ↓                        | ↓  | ↓                            |
| 壮年期     | 働き盛り世代  | ↓                    | ↓                   | ↓                       | ↓                                | ↓                | ↓                        | ↓  | ・職場におけるメンタルヘルス対策<br>↓        |
| 高齢期     | 高齢者     | ↓                    | ↓                   | ↓                       | ↓                                | ↓                | ↓                        | ↓  | ・介護予防事業等による仲間づくり居場所づくり<br>↓  |

## 第4章 数値目標

---

### 1 数値目標

国は2026年（平成38年）までに、自殺死亡率を、2015年（平成27年）18.5（人／10万人あたり）から、先進諸国同様水準の13.0（人／10万人あたり）以下まで、30%以上減少させることを目標としています。

北海道においては、2016年（平成28年）と比較して、2027年（平成39）年までに30%以上減少させることを目標としています。

岩内町は人口規模が小さいため、自殺死亡率は変動幅が大きくなりがちであり、計画期間が5年間と短いこともあり、自殺者数を目標として掲げます。

岩内町の自殺者数は、2009年（平成21年）から2015年（平成27年）の7年間で29人、1年の平均で4.1人でした。計画期間である5年後の目標は15%減の3.5人とし、10年後の目標（参考）は30%減の3人とします。

また、本計画の効果検証のため、次のページの表のとおり、評価指標を設定します。

## 2 評価指標

計画の推進における効果検証のために評価指標を設定します。

| 施策   | 評価指標                   | 現状値     |               | 目標値               |               | 出典                   |
|--|------------------------|---------|---------------|-------------------|---------------|----------------------|
| 指 果 成<br>標 を 果<br>示 や<br>す 結                               | 自殺者数                   | 4.1人/年  | H21～H27<br>平均 | 3.5人/年            | H31～H35<br>平均 | 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」 |
|  | 60歳以上の自殺者数             | 1.7人/年  | H21～H27<br>平均 | 減少                | H31～H35<br>平均 | 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」 |
| 対 策<br>の<br>過 程<br>や<br>達 成<br>の<br>状 況<br>を<br>示 す<br>指 標 | 自殺予防週間におけるパンフレットの配布    | 0回      | H29           | 年1回               | H31～H35<br>平均 | 保健福祉課調べ              |
|  | ゲートキーパーの養成数            | 0人      | H29           | H35までに100人        | H31～H35<br>総数 | 保健福祉課調べ              |
|  | 町民に対するこころの健康教育実施回数     | 0回      | H29           | 年2回以上             | H31～H35<br>平均 | 保健福祉課調べ              |
|  | 産後うつスクリーニングの実施率        | 55.4%   | H29           | 80%               | H35           | 保健福祉課調べ              |
|  | 相談窓口の周知                | 取組なし    | H29           | ホームページ等での周知を年1回以上 | H31～H35<br>平均 | 保健福祉課調べ              |
|  | 町内における関係機関や民間団体の活動把握   | 取組なし    | H29           | ホームページ等での周知を年1回以上 | H31～H35<br>平均 | 保健福祉課調べ              |
|  | 高齢者のこころの健康教育開催         | 0回      | H29           | 年1回以上             | H31～H35<br>平均 | 保健福祉課調べ              |
|  | 老人福祉センター利用者数           | 34,714人 | H29           | 増加                | H35           | 保健福祉課調べ              |
|  | 事業所に対するゲートキーパー養成講座開催回数 | 0回      | H29           | 年1回以上             | H31～H35<br>平均 | 保健福祉課調べ              |

※健康日本21（第2次）では、「目標とされた指標に関する情報収集に現場が疲弊することなく、既存のデータの活用により、自治体が自ら進行管理できる目標の設定」が示されています。本計画においても、これに準じて、毎年モニタリングすることが可能な指標を選択しています。

## 第5章 推進体制等

---

自殺対策の推進のためには、町民一人ひとり、関係団体、行政が連携・協働して「生きることの包括的な支援」に取り組む必要があります。また、計画の推進のために役場全体で横断的に取り組む体制づくりも必要です。

岩内町では、自殺対策に係る施策を推進するために、岩内町自殺対策庁舎内連絡会議を設置し、この連絡会議を中心としつつ、関係機関や関係団体との連携を推進していきます。

この連絡会議は、副町長を委員長、関係部署の部長職を委員とし、町の自殺対策関連事業に係る施策を推進していきます。加えて、委員が所属する部局内の課長職を部員として施策の具体的な進め方について検討をしていきます。

## 第6章 推進状況の評価・管理

---

計画を具体的かつ効率的に推進するため、P D C Aサイクルを通じた計画の進捗管理を行います。

進捗状況の管理については、計画の実施状況及び目標の達成状況等を把握し、それに基づく成果動向を関係部署や関係団体と共有し、その状況に応じ、意見を聴取し評価します。

また、必要に応じ、目標達成に向けた課題と取り組み内容を見直し、2024年（平成36年）からの次期計画に反映していきます。